本書類のうち、第１の概要から第４の概要は、平成 22 年５月 17 日に公表した内容と同一です。
平成 22 年９月末の計数情報を追加しております。(P4～5)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に規定する説明書類

平成２２年１１月１５日
北海道信用農業協同組合連合会

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

1　新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2　お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3　新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4　新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5　金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
6　当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成２２年１月２９日に公表しております。

第２　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第４条および第５条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

（１）　代表理事理事長以下、役員並びに関係部長を構成員とする「貸出金運用委員会」にて、

当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じ理事会へ報告することとしております。

（２）　理事資金運用本部長を「金融円滑化管理責任者」、審査部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

（３）　営業部、農業融資部、各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各部署における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、審査部へ報告することとしております。

（４）　各部署では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は５年間保存することとしております。

【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】

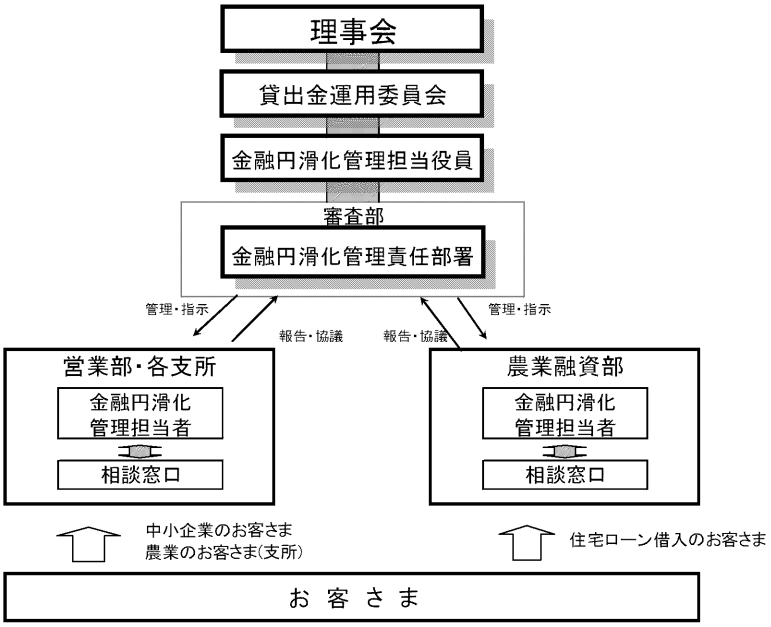

第３　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

（１）　お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を営業部、農業融資部、各支所に設置しております。

（２）　お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、業務部に受付窓口を設置しております。また、営業部、農業融資部、各支所で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに業務部に連絡をし、連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

【お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制】

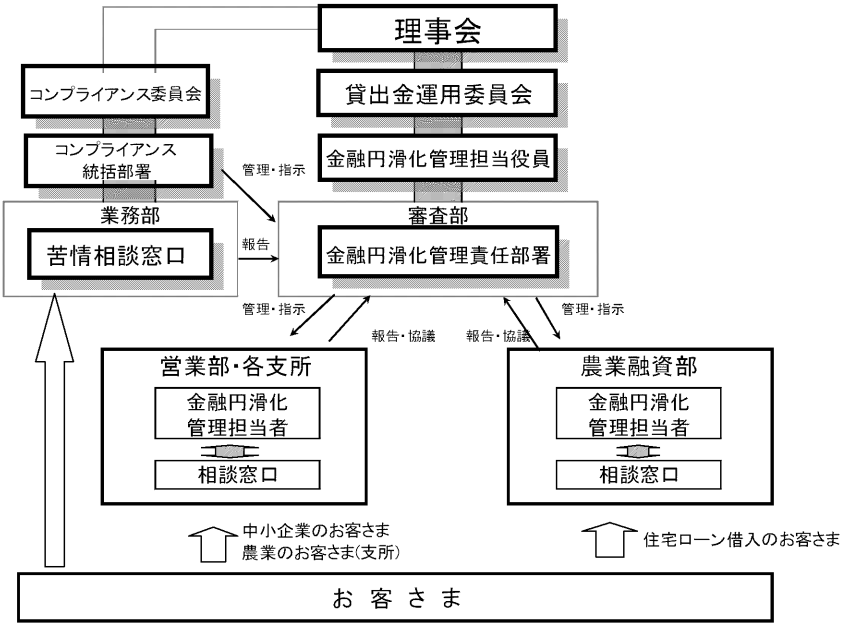

第４　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（１）　お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、営業部及び各支所と金融円滑化管理責任部署が連携し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

（２）　特に、農業者のお客さまについては地元農協及び関係機関と連携し支援に取り組みます。

（３）　また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行ってまいります。

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

別表１のとおり

第６　法第５条に基づく措置の実施状況

別表２のとおり

法第４条に基づく措置の実施状況

別表１

（債務者が中小企業者である場合）

（金額単位：百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	250	2	283	5	627	12	1,167
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1	250	2	283	5	627	10	1,137
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	2	283	4	560	5	627
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	250	0	0	1	66	5	510
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	2	30
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	2	30
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

（債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合）

（金額単位：百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	250	1	250	3	554	5	578
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	250	2	487	3	554
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	250	0	0	1	66	2	24
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

法第５条に基づく措置の実施状況

別表２

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（金額単位：百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）法第４条および第５条に基づく措置の実施状況における，「貸付けの条件の変更等」の定義等は，「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。